

9月29日(月)事務次官等会議
9月30日(火)閣議
10月 3日(金)公布

平成15年10月
内閣府

「平成15年8月7日から同月10日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成15年8月7日から同月10日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」

8月7日から10日にかけて、台風10号及びその影響を受けた前線の影響で全国的に暴風雨及び豪雨となった。とりわけ、北海道等において農地等に甚大な被害が生じた。

被害の発生状況

農地、農業用施設及び林道関係

(単位：億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	74	85	46	205

適用すべき措置の概要

- 1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助の嵩上げを行う。
- 2 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)
農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先
内閣府政策統括官(防災担当)付
石井、磯貝、高部
03-5253-2111(代)(51205・51210)
03-3501-5408

政令第四百五十三号

平成十五年八月七日から同月十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十五年八月七日から同月十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十五年台風第十号（同年八月三日に北緯十三度二十五分東経百二十九度三十五分において台風となった熱帯低気圧で、同月十日に北緯四十三度三十分東経百四十五度二	

十分において温帯低気圧となったものをいう。() によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。